

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

27福保子計第240号

平成27年8月31日

1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、区市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条法第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、区市町村がその一部を補助する。

4 実施要件

(1) 対象者

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として区市町村が認める支給認定保護者

(2) 対象となる実費徴収額の範囲

- ア 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- イ 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(3) 実施方法

実施方法は、以下のいずれかの方法による。

- ア 対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、区市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法
- イ 対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、区市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法

5 費用

本事業に要する費用の一部については、都は別に定めるところにより補助するものとする。

6 その他

その他必要な事項については別途規定する。